

令和7年度ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

令和7年3月28日制定
一般社団法人宮崎県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステムの普及を図るため、ドライブレコーダー機器を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第2条 映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器（以下「機器」という。）及びそれに準ずる物で別表に示すもの（全日本トラック協会の定める簡易型・標準型・運行管理連携型、運転者用ドライブレコーダー対象機器）で、令和7年4月1日から令和8年3月14日までに装着したものとする。

（助成対象）

第3条 助成の対象となるのは県ト協会員で宮崎県内に所在する事業所とする。ただし会費の滞納がある会員事業者は除く。

（交付額）

第4条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度にあらたに装着する機器に対して、1台あたり1万円を交付する。但し、1会員事業者あたり10台を限度とする。
※ただし申請日現在に県内でGマークを取得している事業者は、1会員あたり15台を限度とする。

（助成金交付請求）

第5条 会員事業者は機器装着が完了したときは、様式1により、ドライブレコーダー機器導入助成金実績報告書（助成金交付請求書）及びドライブレコーダー機器等導入内訳書（様式2）を県ト協に提出しなければならない。

（実績報告提出期限）

第6条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度3月17日までとする。

（機器の処分制限）

第7条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は県ト協が別にこれを定める。

（附則）

本要綱は令和7年4月1日より施行する。